

令和6年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和6年9月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 令和5年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 2号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 3号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 6 認定第 4号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 7 認定第 5号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 8 認定第 6号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 9 認定第 7号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第10 認定第 8号 令和5年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第11 発議第 9号 議員の派遣について
- 第12 発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第13 意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 第14 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第60号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（11名）

1番	佐藤	満	君	2番	金木	直文	君
3番	阿部	和也	君	4番	逢坂	照雄	君
5番	村上	雄也	君	6番	小寺	光一	君
7番	磯野	直	君	8番	舟見	俊明	君
9番	工藤	正幸	君	10番	平山	美知子	君
11番	村田	定人	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森	淳	君
副町長	三浦	義之	君
教育長	濱野	孝	君
監査委員	熊木	良美	君
会計管理者	豊島	明彦	君
総務課長	伊藤	雅紀	君
総務課長補佐	木村	謙彦	君
地域振興課長	飯作	昌巳	君
地域振興課 政策推進係長	山田	太志	君
デジタル推進課長	竹内	雅彦	君
財務課長	清水	聡志	君
財務課主幹	門間	憲一	君
財務課税務係長	近藤	優樹	君
町民課長	大平	良治	君
福祉課長	高橋	伸	君
福祉課 社会福祉係長	高本	勇一	君
福祉課子ども係長	村上	達	君
福祉課 国保医療年金係長	木村	康治	君
健康支援課長	鈴木	繁	君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山	洋美	君

健康支援課 介護保険係長	山 川 恵 生 君
健康支援課 保健係長	土清水 彬 君
建設課長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上下水道課 業務係長	小笠原 聡 君
農林水産課長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	大 西 将 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課主幹 兼学校給食 センター所長	佐々木 慎 也 君
社会教育課長 兼公民館長	宮 崎 寧 大 君
社会教育課 体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書記	逢 坂 信 吾 君
書記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 佐藤 満 君 2番 金木直文 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村田定人君） 日程第3、認定第1号 令和5年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第8号 令和5年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、工藤正幸君。

○各会計決算特別委員会委員長（工藤正幸君）

令和6年 9月13日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

羽幌町各会計決算特別委員会

委員会審査報告

- 認定第1号 令和5年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和5年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託された議会 令和6年 9月12日 (第6回定例会)
2 委員会開催年月日 令和6年 9月12日
3 審査の経過及び結果

- (1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。
(2) 理事者側(財務課長、上下水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

以上です。

○議長(村田定人君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎発議第9号

○議長（村田定人君） 日程第11、発議第9号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第10号

○議長（村田定人君） 日程第12、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第3号

○議長（村田定人君） 日程第13、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、金木直文、同じく、工藤正幸。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。
また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制

の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月11日、北海道羽幌町議会議員、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第4号

○議長（村田定人君） 日程第14、意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番、磯野直君。

○7番（磯野直君） 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、磯野直。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、平山美知子。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・
拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

23年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.96%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.4

5%（5.4人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
- 2 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月11日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上です。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第60号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第60号

○議長(村田定人君) 追加日程第1、議案第60号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま追加提案となりました一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,661万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,613万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において委託料2,500万円の増額は、8月9日の豪雨により被害を受けた農地を国の災害復旧事業補助の適用を受けるために必要とされる査定、調査設計業務の委託料であり、財源につきましては2分の1が道支出金、残りの90%に補助災害復旧事業債を充てているものであります。また、工事請負費111万1,000円の増額は、7月中に確認しておりました朝日地区にある町有用悪水路の一部のり面及び隣接する水田畦畔の崩壊箇所を復旧するための工事費となっております。同じく、土木施設災害復旧費において消耗品費50万円の増額は、今回の豪雨により被害を受けた中で危険箇所に設置するコーンやポール、くいが不足しているほか、作業するためのショベル、チェーンソーの刃なども不足しているため購入するものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。8月9日の豪雨により甚大な被害を受けた農業施設、土木施設ともに国の補助災害復旧事業への適用を受けて実施するように進めており、本件に伴う復旧工事費につきましては、国から災害認定を受けた後別途補正予算を計上させていただきたいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長(村田定人君) お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第60号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(村田定人君) これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第6回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午前10時25分)